

10月の原発情報

・東電フクイチ事故時に住んでいた福島県、隣接する宮城、茨城、栃木 3 県で被災した約 3650 人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁（上田哲裁判長）は 30 日、国と東電に対し、原告 3550 人に計 10 億 1000 万円を賠償するよう命じた。約 2900 人への計約 5 億円の賠償を命じた一審福島地裁判決より救済範囲を広げた。全国約 30 件の集団訴訟で、国の責任に関する初めての高裁判断。国を被告に含む 13 件の一審判決では 7 件が国の責任を認め、6 件が否定し、判断が割れていた。仙台高裁は「東電を規制する立場の国が役割を果たさなかった」と厳しく指摘しており、各地の訴訟に影響を与える可能性がある。上田裁判長は判決理由で、国と東電は原発に大津波が襲来することを予見でき、事故を回避し得たと判断。「国、東電とも経済的負担の大きさを恐れるあまり、津波の試算自体を避けようとした」と批判した。一審は国の責任が東電の半分にとどまると評価したのに対して、高裁は東電と同等に原告の損害全体に責任を負うべきだとした。国と東電は、政府機関が 2002 年に公表した地震予測の「長期評価」に基づいて試算すれば、02 年末の時点で海拔 10m の敷地を超える津波の到来を予見できたと指摘した。その後、津波による浸水の危険性が認識されるようになったとして、対策の先送りを許した国の権限不行使は 06 年末の時点で許容限度を逸脱し、違法だと認定した。賠償については、国が基準を定めた中間指針を超える範囲と金額を認めた。原告側は空間放射線量を事故前の水準に戻す現状回復を訴えたが、高裁は一審同様に退けた。（東京新聞 10.1）

・経産省は 2021 年度予算の概算要求で、原発の使用済み燃料から取り出したプルトニウムを消費する「高速炉」の技術開発委託費として 45 億円を盛り込んだ。実用化のめどが立っていない「核燃料サイクル」につながる技術だが、米国で開発中の試験炉を使った国際研究を継続する。20 年度当初予算で同事業に計上された 40 億円から増額をめざす。経産省は国際開発協力の「新たな柱」として、日米協力による米国の多目的高速試験炉（VTR）開発を掲げた。VTR は高速炉で使われる燃料や材料の性能などを試験する原子炉で、26 年に運転開始予定。しかし、より実用段階に近かったはずの高速増殖原型炉もんじゅ（福井県）は 16 年に廃炉が決定。もんじゅに代わる日仏共同研究の仏実証炉「ASTRID」も 19 年に計画がストップした。政府は高速炉でプルトニウムを再利用し続ける核燃料サイクルを諦めていないが、今後数十年かけても実現する可能性は低い。（東京 10.1）

・アルメニアとアゼルバイジャンの係争地ナゴルノカラバフで続く両軍の衝突が、周辺国のエネルギー事情に影を落としている。黒海とカスピ海に挟まれたカフカス地方で、アゼルバイジャンはトルコ経由で石油を各国に輸出するほか、アルメニアもロシアやイランと発電で緊密な関係を築いているためだ。アゼルバイジャン産の石油は、BTC パイプラインでトルコに輸送されている。パイプラインはアルメニア国境からわずか 15km の地点も通

っており、戦闘が拡大した場合、攻撃を受ける可能性も懸念されている。一方、**アルメニア**はエネルギー資源が乏しく、**旧ソ連製の原発が電力生産の命綱**。1986年事故を起こしたチェルノブイリ原発とほぼ同型で、ロシアの資金協力を受けて運転を続行している。**地震多発地帯に立地し「世界一危険な原発」とも指摘される**。一方、隣接する資源大国イランは、アルメニアに天然ガスをパイプラインで供給し、代わりにアルメニアの火力発電所から、制裁で不足する電力の供給を受ける協力体制を続けている。ただ、米制裁下で苦境にあるイランにとっては、ナゴルノカラバフ問題に深入りしたくないのが本音だ。イラン外務省は「両国に即時停戦を求め、仲介の用意があることを伝えた」と述べるにとどめ、積極的な介入の動きはない。(東京 10.1)

- ・原発から出る**高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定**をめぐり、**北海道寿都町の片岡町長**は1日、文献調査に応募する意向を明らかにした。**8日に町議会の意見を聞き、応募を表明する方針**。8日の町議会全員協議会(9人)で反対が過半数でも応募に踏み切る方針を示した。同日中にも国や処分事業を担う原子力発電環境整備機構(NUMO)に応募の意向を伝える。(東京 10.1 夕)

- ・九州電力は1日、テロ対策のための「**特定重大事故等対処施設(特重施設)**」の設置工事で**運転停止中の川内原発1、2号機**について、**工期短縮のめどが立ったとして発電再開時期をそれぞれ1か月前倒し**すると発表した。1号機は11月26日、2号機は12月26日に発電を始める。九電は短縮理由を「**工程の合理化を進めてきた**」と説明。前倒しによって代替で使う火力発電の燃料費が削減され、約40億円の収益改善を見込んでいる。(東京 10.2)

- ・**新型コロナウイルスの感染拡大防止の名目で裁判所が使用可能な傍聴席を大幅に減らしているのは、憲法が定める裁判公開の原則を侵害するとして、反原発訴訟の原告団など28団体**が9月24日、**東京高裁と東京地裁へ改善を求める要請書**を提出した。要請書は、観客が大声を出さない前提で演劇などの収容率が100%認められたことを例示。「**コロナ対策は大事だが、開廷中の私語は禁止されておりマスク着用などで対応できる。傍聴席を減らすなら別室で法定内の映像を視聴できるようにするなど、代替措置で傍聴の権利を守ってほしい**」と東電株主代表訴訟・木村事務局長は訴えた。東京高裁と東京地裁は今後の対応について、取材に「**感染拡大や収束の状況など社会情勢の推移を見ながら判断する**」と答えた。(週刊金曜日 10.2 号)

- ・**原発の高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定**に向けた文献調査をめぐり、**北海道神恵内村議会**の常任委員会は2日、**地元商工会が提出した応募検討の請願を賛成多数で採択**した。高橋村長は議会の意向を尊重する構えで、本会議での採択を経て応募を表明する見通し。村から南に約40km離れた**寿都町**も8日に**応募する意向**で、道内2町村続

けての応募となる。(東京 10.3)

・2017年に国連で採択された核兵器禁止条約の批准国・地域が今月中にも発効に必要な50に達する見通しであることが2日、わかった。外交筋が明らかにした。50か国・地域が批准手続きを終了してから90日後に発効するため。早ければ来年初めにも効力を持つ国際条約となることが確定した。(東京 10.3)

・平沢復興相は2日、東京電力の小早川社長と復興庁で会談し、フクイチ事故の被害が続く福島県の再生を加速するよう注文した。「国も責任を逃れずしっかり取り組むので、東電も地域の気持ちに寄り添い、具体的な行動や結果を出してほしい」と述べた。平沢氏は「平穏な生活を破壊され、いつ元の生活に戻れるかまったくわからない中でも、地元は必死にがんばっている。これに甘えてはいけない」と指摘。小早川氏は、福島再生は最大の使命だとしたうえで「廃炉を安全かつ着実に進め、賠償についても責任を持って主体的に取り組むと約束したい」と語った。第一原発をめぐる、政府は放射性物質トリチウムを含む処理水の処分方法を検討している。小早川氏は、地元が懸念する処分に伴う風評阻害に関して「対策に取り組む」と伝えた。(東京 10.3)

・全電力の7割超を原子力発電が占める世界最大の原発依存国フランスで、原発を取り巻く環境が揺れている。フクイチ事故以降、政府は「減原発」の方針を掲げ、今年6月には国内最古のフェッセンハイム原発を停止した。しかし、「廃炉後」の展望は見えず、近年の猛暑や新型コロナウイルスの影響で、温暖化対策や経済対策としての再評価も起きている。

欧州投資銀行の2019年の調査によると、仏国民の83%が「日常生活で温暖化の影響を感じる」と回答。近年、国内は猛暑で最高気温が40度を超え、温室効果ガスを出さない原発を再評価する声が環境団体の中からさえ出ている。こうした声に、反原発の仏国際非政府組織(NGO)「ラミ・ド・ラ・テール」の広報担当セシル・マルシャンさんは「原発の悪影響があまりにも軽視されている」と懸念を示す。仏国内の原発が生み出す使用済み燃料は年間1150トン。将来の再利用を見込み再処理もするが、長ければ数千年も管理が必要な「核のごみ」は増える一方だ。保管場所が満杯に近づきつつあるとの指摘もある。事故や故障が830件以上起きた年もあった。仏政府は燃料をリサイクルできる高速実証炉の計画を06年から進めてきたが開発は難航し、費用高騰を理由に19年、断念。代わりにテロや航空機墜落に対応できる強靱な新型原発の建設を仏北西部フラマンビルで進める。しかし12年の完成予定は10年以上延び、こちらも建設費は当初予定の33億ユーロ(約4713億円)から124億ユーロに跳ね上がった。仏政府や電力業界による「原発の電力は安い」との主張は揺らいでいる。今年6月に公表された仏会計検査院の報告書によると、1MW時の発電に必要な費用は、風力が62~112ユーロ。フラマンビルの新型原発は120ユーロ程度と予想される。仏原子力専門家のイブ・マリニャック氏は「核のごみなど課題を踏まえ、

仏企業自身が徐々に原発依存から方向転換を考えつつある」と指摘した。(東京 10.4、10.5)

・東京電力が再稼働をめざしている柏崎刈羽原発 7 号機（新潟県）で、2021 年 3～4 月に核燃料を装填する検討をしていることが、東電関係者への取材でわかった。通常、装填は起動直前の作業で、規制委発足後に再稼働した全国の 5 原発 9 基では再稼働への地元同意を得てから実施したが、新潟県では議論開始のめどは立っていない。東電関係者は「地元への説明は進めるが、同意は原子炉起動までに得ればよいと考えている」としている。装填後は制御棒を引き抜けば原子炉が起動する状態になる。同原発が立地する柏崎市の桜井市長は「地元同意の議論がいつ始まり、いつ結論が出るかわからない中で、ずっと原子炉に燃料を入れたままになることもありうる。その場合はどうするのか」と疑問を示している。新潟県は、再稼働の可否を判断する前提として、独自にフクイチ事故原因の検証などを進めているが、終了の見通しは立っていない。花角知事は「検証の結果が示されない限り、議論を始めることはできない」と述べている。(東京 10.4)

・発電所を持つ電力会社を援助するため、電気を仕入れて家庭や企業に売る小売会社などが、巨額資金を毎年徴収される制度がスタートした。初年となる 2024 年度分だけで援助総額は約 1 兆 6000 億円に上り、小売会社は電気料金に転嫁しないと電力会社への支払いを工面できない可能性もある。電力業界を支える名目で、国民負担が重くなる懸念が強まる。制度は火力発電などを維持・更新し、電力不足を防ぐ目的で経産省が主導。再生エネの普及などで電力価格が下がり、主力の火力の収益は低下。しかし火力が減少すれば天候次第で増減する再エネを補えず。緊急事態に対応できないというのが政府の考えだ。同省などは援助額を決めるために、4 年後に必要な国内の総発電能力を推計。電力会社に提供可能な発電能力と希望する代金を入札方式で提出させる「容量市場」の仕組みを導入した。小売業界に新規参入した「新電力」と呼ばれる小規模の数百社にはとくに重荷だ。再生エネ志向で新電力を選んだ消費者にも負担が跳ね返る。一方、傘下に小売会社と発電会社の両方のかかえる東電など大手電力は、小売部門で負担が増えるが、発電部門では大きな増収が見込める。原発も含め 100 万 kW の発電所があれば平均で年間 90 億円前後のお金が入る。NPO 法人原子力資料情報室の松久保肇氏は「原発や古い石炭火力の延命につながる」と批判する。エネルギー政策に詳しい都留文科大の高橋洋教授は「容量市場は企業の競争を妨げ、気候変動対策に反し、消費者負担を増やす」と指摘している。(東京 10.5)

・経産省は 5 日、東電フクイチで増え続ける処理水の処分方針決定に向け、政府が関係者から意見を聞く第 7 回会合を 8 日に開催すると発表した。海洋放出に反対する全国漁業協同組合連合会が出席する予定。(東京 10.6)

・原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定に向けた文献調査応

募をめぐり、北海道寿都町の片岡町長は 5 日、町内の主要産業 5 団体と意見交換した。応募の意向を示している町長に不安を訴える参加者が相次いだ。5 団体は商工会や漁協などで、約 2 時間半にわたる公開での意見交換に約 100 人が参加。資源エネルギー庁の職員は、調査は「処分場選定に直結しない」と強調した。(東京 10.6)

- ・関西電力は 5 日、営業運転中の高浜原発 4 号機を 7 日に停止させると発表した。8 日がテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」(特重施設)の設置期限だが、完成が間に合わないため。未完成を理由に停止するのは関電で初めてで、同社で運転中の原発は大飯原発 4 号機のみとなる。(東京 10.6)

- ・東電フクイチでは、使用済みの防護服を焼却する設備で、バーナー付近の耐火材の損傷が見つかった。9 月 24 日に蒸気のような煙が出たのを確認したため、東電が調査し、30 日に公表した。放射性物質の漏洩は確認されていない。損傷が見つかったのは、作業員が放射性物質の付着を防ぐために着た服などを、850 度以上の高温で燃やす雑固体廃棄物焼却設備。もう一つある焼却設備とともに停止して、点検する。1 日当たり計約 8.6 トンの焼却が、当面できなくなる。(東京 10.7)

- ・関西電力は 6 日、金品受領問題で新たに子会社 2 社の元社長や元幹部、本社の元社員ら少なくとも 7 人が福井県高浜町の元助役から計 303 万円相当の商品券や物品を受け取っていたと公表した。一連の問題では関電の役員ら計 75 人が総額 3 億 6000 万円相当を受領していたことに加え、「KANSO テクノス(旧環境総合テクノス)」(大阪市)の元社長と元幹部が計 404 万円相当の金品を受領していたことがすでに明らかになっている。関電と元助役の癒着ぶりがあらためて浮き彫りとなった。本店で記者会見した彌園社長は、関電が設置した第三者委員会の報告書の公表後に新たな受領が明らかになったことについて「(第三者委の調査時に)適切な申告がなされていなかったことを重く受け止めている。多大なご迷惑をおかけしあらためてお詫び申し上げます」と謝罪した。(東京 10.7)

- ・世界に核兵器廃絶を訴える「ヒバクシャ国際署名」に取り組む連絡会は 6 日、累計で 1261 万 2798 筆(9 月 18 日集計時点)が集まったと発表した。締め切りは 9 月だったが、連絡会は「核兵器禁止条約発効が間近に迫り、書名のニーズが国内外でかつてないほど高まっている」などとして、活動を今年末まで継続し、来年 1 月に国連に提出する。連絡会によると、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で国連総会に参加できないことから、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)が、9 月 18 日時点での署名の目録を国連軍縮部にメールで送ったという。(東京 10.7 夕)

・関西電力は7日、営業運転中の高浜原発4号機を停止させた。8日に設置期限を迎えるテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」（特重施設）が完成していないため。未完成を理由に停止するのは関電では初めてで、全国では九電川内原発1、2号機に続き3例目。（東京10.7）

・規制委は7日の定例会合で、日本原燃のプルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料加工工場（青森県六ヶ所村）の安全対策が新規規制基準に適合しているとする「審査書案」を了承した。事実上の審査適合。今後一般からの意見公募などを経て正式適合となる。新規規制基準の下でプルサーマル発電を導入して再稼働した原発は4基にとどまり、当面増える見通しはない。MOX工場の建設費や操業費などの総事業費は約2兆3400億円に上る見通し。（東京10.8）

パブリックコメント（2020年10月8日～11月9日）

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198020208&Mode=0>

・東電フクイチで発生した汚染水を浄化処理した後の放射性物質トリチウムを含む水の処分をめぐり、政府が8日に東京都内で開いた意見聴取会合で、全国漁業協同組合連合会（全漁連）の岸宏会長は「わが国の漁業者の総意として、海洋放出に絶対反対」と強い口調で述べた。オンライン会議で参加した福島県水産加工業連合会の小野利仁代表も「海洋放出には断固反対」と明言した。岸会長は海洋放出について「風評被害は必至。漁業の将来に壊滅的な影響を与えかねない」と強調。政府の担当者から風評被害払拭で重要なことを問われると、「海洋放出をしないことに尽きる」と言い切った。政府は4月以降、8日を含めて7回の会合を開き、福島県知事や地元首長、業界団体の代表者らから意見を聴いてきた。積極的に放出処分に賛成する意見はなく、漁業や水産業者は海洋放出に反対を表明。福島県内の市町村議会でも、放出反対の意見書が多く出されている。東電は処理水を保管する原発構内のタンクが、2022年夏ごろには満杯になると推計。放出に必要な施設の整備に2年はかかる見込みで、放出処分となれば方針決定までの時間は限られている。（東京10.9）

・原発の高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定をめぐり、北海道寿都町の片岡町長と神恵内村の高橋村長は8日、文献調査に進む意向を相次いで明らかにした。2町村が同時期に調査入りする可能性もある。調査に入れば2000年の最終処分法施行以来、国内初となる。鈴木道知事や周辺漁協などは反発しており、あつれきが残ったまま手続きが進みそうだ。（東京10.9）

・原発の高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定をめぐり、北海道寿都町の片岡町長は9日、処分事業を担う東京の原子力発電環境整備機構（NUMO）を訪れ、第一

段階の文献調査への応募書類を提出した。神恵内村には 9 日、経産省の担当者が調査を申し入れ、その後高橋村長が受諾を正式表明した。調査入りは自治体の応募を含め二通りあり、国の申し入れ受諾は初となる。神恵内村は近く受諾の文書を国に提出。国から連絡を受けた NUMO が調査計画を作成し、寿都町の計画と共に国へ認可申請する。(東京 10.10)

・東電フクイチ事故によって移住生活が困難になったとして、福島県田村市内に不動産を購入した男女らが、国と東電に計 16 億 9000 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は 9 日、東電に約 6500 万円の賠償を命じた。国への請求は棄却した。判決で中吉徹郎裁判長は「不動産の利用が一定期間制限され、一部の活動はその後も制限されている」と認定。一方、すでに東電が慰謝料を支払っていることなどから、賠償額は請求の一部にとどまった。国については、津波対策などに違法性は認められないとした。(東京 10.11)

・原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定をめぐり、国が第一段階の文献調査を申し入れた北海道神恵内村で 11 日、村による住民説明会があり、高橋村長が申し入れを受諾する理由や経緯を報告した。質疑応答では理解を示す声がある一方で「時間をかけて議論すべきだ」などと不安視する意見も相次いだ。神恵内村は週内にも国に受諾書類を提出する方針。受諾は全国初。(東京 10.12 夕)

・梶山経産相は 13 日、日本経済新聞のインタビューで、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを「他の電源に比べ上位の主力電源にしていく」と表明した。普及の基盤となる高性能な蓄電池や洋上風力の整備などに予算を厚く配分する。原発については「今後 10 年間は再稼働に全精力を注ぐ」として新增設に慎重な姿勢を示した。梶山氏は「日本は資源がなく産業競争力も落とせないが、『特殊な国だ』と立ち止まっているとガラパゴス化してしまう」と危機感をのぞかせた。非効率な石炭火力発電所の削減を進めるとともに、発電所が出す二酸化炭素を分離回収する技術などを活用して排出ゼロをめざす。(日本経済新聞 Web 10.13)

・東北電力女川原発 2 号機の再稼働をめぐり、宮城県議会環境福祉委員会は 13 日、女川町商工会が提出した再稼働への同意表明を求める請願を賛成多数で採択した。県議会は再稼働に前向きな自民党会派が多数を占めており、22 日の本会議でも採択される見通し。事実上の同意となる。再稼働には県と 2 市町の首長の同意が必要。村井知事は県議会の意思を尊重するとしている。すでに女川町、石巻市の両議会は同意する判断を示した。(東京 10.14)

・経産省は 13 日、エネルギー政策の中長期的な指針となるエネルギー基本計画の改定に向けた議論を始めた。現在の計画がめざす 2030 年度の電源構成比率を、再生可能エネルギーは達成しつつあり、世界的な「脱炭素」の流れから目標の引き上げが求められる。再生エ

ネの比率を高めた分、国民不信で再稼働が進まない原発や、二酸化炭素を排出する火力の比率を引き下げられるかが焦点となる。政府は **30 年度の電源構成の目標比率**について、**再生エネ 22~24%、原発 20~22%、液化天然ガス (LNG) と石炭、石油を合わせた火力 56%**としている。基本計画は少なくとも 3 年ごとに、必要があれば変更することが法律で定められている。18 年 7 月に閣議決定した現行の第 5 次計画は、再生エネの「主力電源化」を打ち出す一方、原発を「重要なベースロード電源」として再稼働を進める方針は変えなかった。経産省は 13 日、**有識者委員 24 人でつくる総合資源エネルギー調査会基本政策分科会**に、**50 年に向けた課題の議論や、30 年度目標の検証を要請**した。梶山経産相は目標について「結論ありきではなく、議論を積み重ねたうえで、**最終的にバランスのとれた方向性を示してほしい**」と述べた。(東京 10.14)

- ・東電フクイチでは、**3 号機原子炉建屋上部にある使用済み核燃料プールからの核燃料取り出し作業**が 8 日に**再開**した。9 月 2 日に機器のケーブルがプール壁面に引っかかって損傷し、修理していた。他の機器も点検を終えた。東電は **2021 年 3 月までに核燃料の取り出しを終える計画**を進めている。今回のトラブルで約 1 か月作業が中断したが、計画に影響はないとしている。(東京 10.14)

- ・東電は 5 日、構内に保管している**油入りの変圧器 4 台**について、**火災予防条例に基づく届け出をしていなかったと発表**した。2 号機プールからの核燃料取り出しに向けた作業スペースを確保するため、15 年に変圧器を取り外して保管していた。今後、変圧器の中に入っている計 560 リットルの油を抜き取る。(東京 10.14)

- ・東電フクイチ事故で福島県など **4 県の被災住民が国と東電に損害賠償を求めた訴訟**で、国と東電に計 10 億 1000 万円の支払いを命じた**仙台高裁判決**に対して、**原告側と国、東電**は 13 日、**上告**した。原告団は、賠償額や被害認定範囲が不十分だとして、上告の理由を説明。原子力規制庁の担当者は上告について「津波の予見可能性はなく、東電に対策を命じても事故は防げなかった。判決は法令解釈を誤っている」と説明。東電は「判決内容を精査した結果、総合的に判断し上告することとした」とコメントした。(東京 10.14)

- ・宮城県の村井知事が、東北電力女川原発 **2 号機の再稼働に同意する意向を固めた**ことがわかった。早ければ、**11 月中にも正式表明**する方向で調整している。複数の県関係者が明らかにした。東日本大震災の被災地にある原発で、知事が再稼働に同意するのは初となるが、地元住民らの不安は大きい。(東京 10.15)

- ・南太平洋の島国**ツバル**は 13 日、核兵器の保有や使用を全面禁止する**核兵器禁止条約の批准書を国連に寄託**し、批准手続きを完了した。批准は 47 か国・地域となり、**条約発効に必**

要な 50 まであと 3 か国・地域に迫った。非政府組織「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN) が明らかにした。(東京 10.15)

・関西電力は 15 日、大飯原発 4 号機が定期検査で停止する 11 月 3 日に、同社の稼働中の原発がゼロとなることを明らかにした。定期検査中の大飯 3 号機の配管に傷が見つかり、同日までに運転再開できないため。関電の他の原発も定検などで停止している。国内では 11 月下旬まで九州電力玄海原発 4 号機のための稼働となる。(東京 10.15)

・原発を持つ電力各社が電力小売り企業に対し、送電網利用料「託送料金」に上乗せして、原発事故に備え積み立てる賠償負担金の一部まで請求するのは違法だとして、福岡市の新電力事業者グリーンコープでんきは 15 日、上乗せを決めた国の決定取り消しを求め、福岡地裁に提訴した。原告側によると、こうした訴訟は全国で初めてという。訴状によると、経産省は 9 月、グリーンコープでんきに電気を供給する九電送配電に対し、託送料金に負担金などを上乗せして請求することを認めた。法律に明確な定めがないのに小売りに支払い義務を課しており、無効だと主張している。(東京 10.16)

・原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定をめぐる、処分を実施する原子力発電環境整備機構(NUMO)は 15 日、第一段階となる文献調査に応募した北海道寿都町へ調査に支障がないことを確認したとの結果を送付した。また北に約 40 キロ離れた神恵内村にも同日、調査受諾の正式文書を国に発送。年内にも国が許可する見通しで、NUMO による二町村での調査が始まる。(東京 10.16)

・日本政府は 15 日、核兵器の廃絶を目的とした決議案を、今年も国連総会第一委員会(軍縮)に提出した。安倍政権と同様、菅政権も核兵器禁止条約にふれなかった。米国の核の傘に依存し、「軍縮は段階的にすべきだ」とする従来の日本の立場を反映したものだが、条約発効に向けた国際的な機運が高まる中、唯一の戦争被爆国としての姿勢を問われそうだ。(東京 10.16 夕)

・過酷事故を起こした東電フクイチで増え続ける放射性物質トリチウムを含む処理水をめぐり、政府が月内にも海洋放出を決定する方針を固めたことを受け、福島県の漁業関係者からは 16 日、「これまでの努力が無駄になる」「海洋放出には反対」などと懸念する声が上がった。福島県沖では事故直後、全面的に漁を自粛。2012 年 6 月に海域と魚種、操業日などを絞った試験操業が始まった。東日本大震災後に漁師になった相馬市の男性は「風評対策など努力が無駄になってしまうのではないかと不安を吐露する。魚は種類ごとに一検体を抽出し検査した上で出荷しているが、「海洋放出後に一匹でも基準値超えが出たら、信用は地に落ちるといふ恐怖と隣り合わせ」と訴えた。一方で、諦めにも似た声も。いわき

市の漁師は「原発事故からもう 10 年。海洋放出は仕方ない」と話し、「雨や地下水が原発内に流れ込んでいるのに処理水をタンクに入れて間に合うはずがない。無理があったんだ」と語った。(東京 10.16 夕)

・東電フクイチで発生した汚染水を浄化処理した後の放射性トリチウムを含む水の処分について、所管する梶山経産相は 16 日、閣議後の会見で「処理水の量が日々増加していることを踏まえれば、いつまでも方針を決めずに先送りすることはできない」と述べた。関係者によると、政府は 27 日にも関係閣僚による会議を開き、海洋放出の方針を決める。(東京 10.17)

・原爆被害者の健康状態を日米合同で調査する広島市と長崎市の放射線影響研究所（放影研）が、被爆者と被爆二世の約 900 組を対象にゲノム（全遺伝情報）解析の準備を進めていることがわかった。親の放射線被ばくが子の健康に与える影響を詳細に分析するのが目的。対象は父母と戦後生まれの子どもの組。両親とも被爆した約 40 組、片方の親が被爆した約 460 組のほか、両親ともか片方の親が広島の爆心地から 2.5km 離れた遮蔽のない場所に相当する 10 ミリグレイ未満と、比較的低い線量で被ばくした約 400 組の参加を想定する。1985 年以降に提供された血液に含まれる遺伝情報を、生存者からは直接同意を得たうえで高速読み取り装置で解読。変異が判明すれば健康への具体的な影響を調べ、数世代先までのリスクも予測を試みる。ただ、仮に二世に特有の変異が明らかになれば、新たな差別を招きかねない。結果の公表には丁寧な説明が必須となる。(東京 10.20)

・東電は 15 日、フクイチ構内のタンクで保管している汚染処理水を再浄化し、効果を確認したと発表した。排出基準の約 2200 倍の放射性物質を含む処理水約 1000 トンを再浄化して、セシウムやストロンチウムなど 8 種類の放射性物質の濃度を調べた結果、いずれも排出基準を下回った。今後、他の種類の放射性物質の濃度も調べるといふ。(東京 10.21)

・ロシア外務省は 20 日、来年 2 月が期限の米ロの新戦略兵器削減条約（新 START）に関し、米国が 1 年間延長の条件として求めてきた「核弾頭の規制」に応じる用意があるとの声明を出した。米ロ両政府が土壇場で歩み寄り始めたのは、仮に暫定的でも自ら課した条件をのませたという外交実績をアピールしたいトランプ政権と、条約の暫定延長を急ぎたいロシア側の思惑が一致したためだ。(東京 10.22)

・東電フクイチで汚染水を浄化した後の処理水の海洋放出案について、規制委の更田委員長は 21 日の記者会見で「科学的な意味で実行可能な唯一の処分方法だ」と述べた。政府方針が決まれば、放出の約 1 年前から海洋での放射性物質のモニタリング（監視）を強化する考えを明らかにした。更田氏は、風評被害対策として、測定精度を高めた監視を行い、

放出前後で放射性物質の濃度に変化があるかどうか説明する必要があるとした。フクイチ付近だけではなく、広域での監視をめざすという。(東京 10.22)

・薩摩川内市の九州電力川内原発 1 号機では、来月に計画されている運転再開を前に、原子炉に核燃料を入れる作業が始まった。川内原発 1 号機は、国の新たな規制基準で設置が義務づけられたテロ対策などの施設の完成が間に合わなかったために、今年 3 月に運転を停止し、定期検査に入っていた。施設完成のメドがたったため、1 号機では 21 日夜から核燃料を原子炉に入れる作業が始まった。作業は 157 体ある燃料集合体をすべて燃料プールに移して点検したうえで、およそ 5 分の 1 を新しい燃料に交換して原子炉に入れるというもので、24 日まで続く見通し。一方、使用済みの燃料は専用のプールに貯蔵されることになっている。九州電力によると、川内原発 1 号機では、このプールに先月末の時点で容量の 7 割近い約 1250 体が保管されていて、運転が続いた場合、12 年で満杯になる計算である。川内原発の発電の再開は 1 号機は来月 26 日に、2 号機は 12 月 26 日に計画されている。(NHK 鹿児島 NEWS WEB 10.22)

・核兵器の保有や使用を全面禁止する核兵器禁止条約に反対する米国が、複数の条約批准国に、批准を取り下げるよう求める書簡を送っていたことがわかった。AP 通信が 21 日伝えた。禁止条約が発効に必要な批准数 50 まであと 3 か国・地域に迫る中、条約発効の影響を懸念した米国が批准国に圧力を加えた形だ。書簡は「核禁止条約を批准する国家主権は尊重するが、それは戦略的な誤りであり、批准を取り下げるべきだと考える」と強調している。禁止条約は「核軍縮に関して時計の針を戻す」ものだとし、核拡散防止条約 (NPT) 体制にとって「危険な」存在だと訴えた。条約を推進する非政府組織 (NGO) 「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN) のフィン事務局長は AP に対し、条約発効が近づく中で「保有国は、核兵器が間もなく国際法で禁じられることが現実になると理解しているようだ」と語った。(東京 10.22 夕)

・宮城県議会は 22 日の本会議で、東北電力女川原発 2 号機の再稼働への同意表明を求める女川町商工会の請願を賛成多数で採決した。これで県、地元 2 市町の議会による同意表明が出そろった。村井知事は 11 月 9 日にも県内市町村長を集めて意見を聴いたうえで、須田女川町長や亀山石巻市長との三者会談を経て、11 月中にも同意を表明する可能性がある。(東京 10.23)

・東電フクイチの汚染水を浄化処理した後の放射性物質トリチウムを含む水の処分をめぐる、政府の方針決定が 11 月以降にずれ込むことが、関係者への取材でわかった。放出で起こりえる水産物を中心とした風評被害対策の具体化や、国内外への情報発信のあり方について、政府は関係省庁でさらに議論を深める必要があると判断した。政府は 27 日にも関係

閣僚会議を開き、処理水を海水で薄めてトリチウム濃度を国の排出基準以下にしてから海に流す「海洋放出」処分の方針を決める方向だった。梶山経産相は23日の閣議後の記者会見で、「27日に政府方針の決定はしない。検討を深めて、適切な時期に政府として責任を持って方針を決める」と述べた。この日午前、梶山大臣と関係各省の副大臣らが首相官邸で会合を開催。事務局が、4～10月に計7回開いた会合で福島県の知事や市町村ら29団体43人が述べた意見と、書面で実施した意見公募の内容をまとめた資料を示した。意見公募数は4011件。重複を含むと、「人体に有害」「海が汚染される」といった処理水の安全性を問題視する内容が約2700件、「漁業者が反対している」「国民の合意が取れていない」など決定までの経過を問題視する内容が約1400件あったという。(東京 10.24)

・東北電力女川原発の30キロ圏の緊急防護措置区域(UPZ)に住む石巻市民17人が、重大事故時の住民避難計画の不備を理由に、県と市による2号機再稼働への同意の差し止めを求めた仮処分で、仙台高裁は23日、申し立てを却下した7月の仙台地裁決定を支持し、市民側の即時抗告を棄却する決定を出した。決定理由で小林久起裁判長は「地元同意が、事故発生により生命、身体の危険を直接生じさせる行為とはいえず、人格権侵害を予防するために差し止めが必要とはいえない」と述べた。代理人弁護士によると、特別抗告は見送る方針。(東京 10.24)

・核兵器の開発から使用までを全面禁止する核兵器禁止条約が2か国(ジャマイカとナウル)増え、49か国・地域に達した。国連が23日発表した。条約発効に必要な50まであと1に迫った。到達から90日後に発効する。(東京 10.25)

・東電フクイチ事故をめぐる裁判外紛争解決手続き(ADR)申立件数が、今年は前年比4割減のペースで推移し、年間で1000件を下回る見通しであることが、原子力損害賠償紛争解決センターへの取材でわかった(10月21日時点で、申し立ては642件。速報値)。近年、減少傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で自治体行事や避難者交流会が中止され、センターの担当者が被災者に制度を周知する場が少なくなったのが要因だという。東電は法律上時効となる21年3月を過ぎても請求に応じるとしている。(東京 10.25)

・国連は24日(日本時間25日)、核兵器の保有や使用を全面的に禁じる核兵器禁止条約が、発効に必要な50か国・地域の批准に達したと発表した。90日後の来年1月22日、史上初めて核兵器を非人道的で違法とする国際条約が発効する。24日に批准したのは中央アメリカのホンジュラス。不参加の日本は唯一の戦争被爆国として核廃絶に向けた姿勢を厳しく問われる。(東京 10.26)

・東日本大震災で児童74人が犠牲となった宮城県石巻市立大川小の遺族らでつくる「大川

伝承の会」が 25 日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中断していた定期的な語り部を約 9 か月ぶりに再開した。震災遺構として整備が進む大川小にこの日、県内外から約 50 人が集まった。(東京 10.26)

・第 203 回臨時国会が 26 日召集され、菅首相は衆参両院の本会議で就任後最初の所信表明演説を行った。地球温暖化対策として「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と新たに宣言。具体的な方法として、排出量の多い石炭火力発電に代わって原発を推進する姿勢を表明。沖縄の米軍基地負担の軽減も掲げたが、普天間飛行場の名護市辺野古への移設は「工事を着実に進める」と強調した。(東京 10.27)

・東電フクイチ事故を独自に検証してきた新潟県の有識者委員会「技術委員会」が 26 日、報告書を花角知事に提出した。事故後の東電の対応に関し「国との調整を優先し、事故の重大性を住民に伝える責務を果たさなかった」とし、情報発信が十分ではなかったと指摘した。技術委は東電柏崎刈羽原発の安全性向上に向け県が設置し、原発技術面がテーマ。ほかに「健康と生活への影響」と「安全な避難方法」の二委員会があり、それぞれフクイチ事故を検証しているが、報告書提出は今回が初めて。花角氏は報告書が出そろった段階で、柏崎刈羽原発の再稼働可否の本格検討に入るとしている。座長を務めた中島健・京大複合原子力科学研究所副所長は、報道陣の取材に「抽出した課題が柏崎刈羽原発で対応できているか確認したい」と述べた。「健康と生活」が本年度内に中間報告をまとめる方針。(東京 10.27)

・東電フクイチでは、3 号機使用済み核燃料プールからの核燃料取り出しが新たな段階に入る。事故時の水素爆発で飛び散ったがれきの影響で取っ手が変形したり、金属製収納ラックとの間にがれきが挟まっていたりしてつり上げられない核燃料のうち 4 体について、東電はつり上げる力を約 1.4 倍にして動かせるかどうかの確認を進める。取っ手部分が変形した核燃料 16 体のうち 4 体は変形が大きく、現状の取り出し機器では取り出せないため、別の機器を製造中。他に 3 体は、収納されている金属製のラックとの間に挟まった小さながれきの撤去を進めている。残りの 9 体は現状の機器で取り出し可能としており、東電は 2021 年 3 月までに取り出しを終える計画を変えていない。(東京 10.28)

・小泉環境相は 27 日、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入促進に向け、地球温暖化対策推進法を改正する方針を表明した。温室効果ガスの削減に向けては、自治体や民間企業の取り組みが不可欠で、財政面などから後押しする仕組みを設ける。記者会見で「(自治体を)制度的に後押しできないか検討したい」と強調。来年の通常国会への改正案提出をめざす。環境省は有識者会議を 11 月にも設置し、年内に一定の方向性をまとめる。(東京 10.28)

・韓国の文大統領は 28 日、来年度予算案に関する施政方針演説で、2050 年を目標に国内の温室効果ガス排出をゼロにすることをめざすと表明した。文氏は「エネルギー転換政策を強力に推進してきたが、まだ不足な点が多い」としたうえで、「国際社会と共に気候変動に積極的に対応する」と強調。石炭発電を再生エネルギーで代替し、新たな雇用をつくる方針を示した。(東京 10.29)

・2011 年の東電フクイチ事故の後、復旧や廃炉などに関連した作業に携わった作業員らの労災認定が、今年 10 月 1 日までの 9 年半余りで 269 件に上ることが、厚労省への取材でわかった。年度別では汚染水対策の本格化に伴い事故が相次いだ 14 年度の 58 件が最多。その後減ったが、おおむね 20 件前後で推移する。被ばくによるがんや過労死が理由の認定もあり、作業員が厳しい環境で働く実態が浮き彫りになった。厚労省によると、申請 310 件。認定事案のうち過労が原因の脳・心臓疾患は計 4 件で 11 年度に 2 件、15 年度に 1 件、18 年度に 1 件。うち 2 件は遺族申請だった。17 年に車両整備を担当した男性が死亡したケースも含まれる。過労などの心理的負荷による精神疾患も 4 件あった。がんや白血病の発症が放射線被ばくに起因したと認められたのは 6 件。被ばくから発症まで時間がかかるケースも多く、今後も認定が増える可能性がある。関係者によると、全体の認定の中には東日本大震災の津波に流され死亡した東電社員 3 人も含まれる。(東京 10.30)

・核兵器禁止条約の来年 1 月の発効に向け、日本政府に条約に参加するよう働きかけようと、原水爆禁止日本協議会(原水協)は 29 日、東京都内で集会を開いた。被爆者らの呼びかけで、政府に批准などを求める署名活動をスタートさせた。(東京 10.30)

・青森県むつ市の宮下市長は 30 日の記者会見で、市内の中間貯蔵施設に搬入、保管される使用済み核燃料に課す新税を減免する方針を明らかにした。減免を求めている施設運営業者「リサイクル燃料貯蔵」(同市、RFS)と「税率や課税項目を協議する」ことで合意した。RFS は「新税を通じて、しっかりと地元事業者の責務を果たす」と約束した。市は 2021 年度とされる施設の操業開始までに総務相の同意を得て、初搬入の段階から課税したい考えだ。むつ市が 3 月に制定した新税の条例は、ウラン搬入時に 1 キロ当たり 1 万 9400 円、貯蔵 1 年ごとに同 1300 円を課すとした。しかし、RFS が「経営に著しいインパクトを与える」と納税に難色を示したため、これまで 17 回の協議を重ねてきた。(東京 10.31)

・29 日に閉幕した中国共産党の重要会議、第 19 期中央委員会第 5 回全体会議(五中全会)では、気候変動や再生エネルギー関連の研究開発を強化する方針が示された。習近平総書記(国家主席)が国連で表明した、2060 年までに二酸化炭素の排出量を「実質ゼロ」にするとの公約に沿った形だが、エネルギーの大半を化石燃料に頼る中、経済成長を果たしつつ「エネルギー革命」

を実現する道のりは険しい。閉幕後の 30 日の記者会見で、王志刚科学技術相は「気候変動につながる研究開発のためのファンド（基金）を設立したい」と明言した。中国の CO₂ 排出量は世界最大で全体の 3 割弱。中国政府は近年、風力、太陽光発電など再生エネ普及を進め、19 年の全発電量の 23% を占める。またガソリン車の削減に向け、35 年までに全新車販売を電気自動車（EV）などに切り替える方向で検討を始めた。（東京 10.31）